

2009 年 2 月 19 日

日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、政府保証付短期債券を適格担保とし、また、コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入の対象とするため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日決定）を別紙 1 のとおり一部改正すること。
2. 1. の一部改正の実施を条件に、「適格担保取扱基本要領」4.（3）の定めにかかわらず、株式会社日本政策金融公庫が発行する政府保証付短期社債については、同基本要領別表 1 に定める政府保証付短期債券に該当するものとして適格担保とすること。
3. 「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」（平成 10 年 12 月 15 日決定）を別紙 2 のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-3059)

藤 原 (03-3277-2813)

金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)

福 田 (03-3277-1272)

「適格担保取扱基本要領」 中一部改正

○ 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1.
{
2.
- 略（不変）

3. 政府保証付短期債券

元本額の 9 7 %

- ~~3~~ 4.
{
~~2~~ 1 2 2.
- 略（不変）

(特則)

1. から ~~1 3~~ 1 4. までに掲げるもののうち、パス・スルー
債等、元本の分割償還が行われることがある債券

- (1)
{
(2)
- 略（不変）

○ 別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付国債、 分離元本振替国債お よび分離利息振替国 債ならびに物価連動 国債を含み、割引短 期国債を除く） ） 政府保証付債券 地方債	略（不変）
<u>政府保証付短期債券</u>	<u>（１）および（２）を満たしていること。</u> <u>（１）短期社債または本行がこれに準ずると認める短</u> <u>期債券であること。</u> <u>（２）発行日から償還期日までの期間が１年以内のも</u> <u>のであること。</u>
財投機関等債券 ） 交付税及び譲与税配 付金特別会計に対す る証書貸付債権 預金保険機構に対す る政府保証付証書貸付 債権 銀行等保有株式取得 機構に対する政府保 証付証書貸付債権	略（不変）

（附則）この一部改正は、平成 21 年 2 月 25 日から実施する。

「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入基本要領」 中一部改正

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入対象

「適格担保取扱基本要領」（平成 12 年 10 月 13 日付政委第 138 号別紙 1.）の定めるところにより担保として適格と認めるコマーシャル・ペーパー、短期社債、保証付短期外債、政府保証付短期債券、資産担保短期債券および短期不動産投資法人債（本要領において「コマーシャル・ペーパー等」と総称する。）とする。

（附則） この一部改正は、平成 21 年 2 月 25 日から実施する。